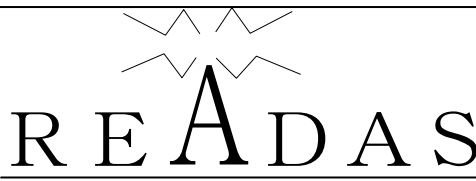


第 5346 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 10日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 裁決事例平成27年1月～3月分

Q：裁決事例の平成27年1月から3月分が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A：次のような内容のものがありません。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から平成27年1月から3月分の裁決事例6事例が公表されました。

内訳は、国税通則法2、所得税2、相続税及び国税徴収法各1で、主なものには、次のようなものがありません。

【国税通則法関係】

- ・調査手続の違法は修正申告の効果に影響を及ぼさないと判断した事例
- ・帳簿を作成していない青色申告事業者に対する更正処分の理由付記の程度について、帳簿書類の記載自体を否認することなしに更正をする場合に該当することから、理由付記制度の趣旨目的を充足する程度に記載すればよいとした事例

【所得税法関係】

- ・従業員名義で経営していた店舗に係る経営上の行為の状況、利益の享受状況及び出資の状況等から当該店舗の事業に係る所得の帰属先は請求人であると認定した事例

【相続税法関係】

- ・相当の地代を支払っている場合の借地権は、贈与財産である株式の純資産価額の計算上、株式の発行会社の資産の部に算入するとした事例

